

要心は業村アハシ置計野管東勤掛掛るを関シ業業入ハトウセロに壁障
重出、ハ重出アハシ置計野管東勤掛掛アハシ置計野管東勤掛掛
式の替働代掛代返当、め式るを前登を具景懸懸るちア置計野管東勤掛掛
も走ハ助相を主業専式掛ち助相アハシ置計野管東勤掛掛の助相アハシ置計野管東勤掛掛

(主業専) 管業校

岩手労働局雇用環境・均等室が取り扱う

新型コロナウイルス感染症に関する

助成金制度

のご案内

令和2年7月16日現在

この間のアハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛
主業専式掛ち助相アハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛

助成支

ハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛
円式25：歳末日05土ハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛
(円式001：助別土) 真賦円式21ハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛
アハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛 ※

申請書

アハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛
も走ハ助相を主業専式掛ち助相アハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛
も走ハ助相を主業専式掛ち助相アハシ置計野管東勤掛掛ハシ置計野管東勤掛掛 ※

岩手労働局 雇用環境・均等室 TEL019-604-3010



お問合せは、電話にてお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

対象者（事業主）

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、

② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、

令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に

③ 当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

支給額

対象労働者1人当たり

有給休暇 計5日以上20日未満：25万円

以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

※ 1事業所当たり人数上限：20人まで

申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

※雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

※事業所単位ごとの申請です。



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。

● 具体的なご相談・お問合せは、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部室にお願いいたします。

受付時間：8：30～17：15（土日・祝日・年末年始除く）



両立支援等助成金（介護離職防止支援コース （新型コロナウイルス感染症対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。

■ 対象者（事業主）

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度**（※）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること
※所定労働日の20日以上取得できる制度
※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**すること

■ 支給額

取得日数	支給額
合計5日以上 10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

■ 対象となる労働者

1 中小事業主あたり5人まで申請可能です

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

■ 適用日

令和2年4月1日～令和3年3月31日に取得した休暇

■ 申請期間

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内

*令和2年6月15日より受付開始

（注意）令和2年6月15日より前に支給要件を満たした場合は8月15日が申請期限となります。

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- お問合せについては、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
受付時間：8：30～17：15（土日祝日除く）

新型コロナ 介護支援 両立支援等助成金

検索

小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業を助成します。

対象者（事業主）

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

支給額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 ×10/10

※ 支給上限は1日あたり8,330円

（令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円）

適用日

令和2年2月27日～9月30日の間に取得した有給の休暇

※ 春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

申請期間

令和2年12月28日まで

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お問い合わせについては、[学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター](#)

0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

新型コロナ 休暇支援 検索



「働き方改革推進支援助成金」 職場意識改善特例コースのご案内

重要なお知らせ

- 事業実施期間を5月31日から7月31日まで延長しました。
- 交付申請期限を5月29日から7月29日まで延長しました。
- 支給申請期限を7月15日から9月15日まで延長しました。

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。

このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、**支給対象となる取り組み費用の一部を助成**（助成率3/4など）します。【助成上限額：50万円】

対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、特別休暇の規定の整備を行う中小企業の事業主(※)

(※) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成金支出までの流れ

事業実施期間（令和2年2月17日～同年7月31日）

1 A.特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施

A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

B.支給対象の取り組みを実施

- 支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。
- 支給対象となる取り組み
 - ①就業規則などの作成・変更
 - ②外部専門家によるコンサルティング
 - ③労務管理担当者・労働者に対する研修
 - ④人材確保に向けた取り組み
 - ⑤労務管理用機器の導入・更新
 - ⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新
(パソコンなどの購入費用は対象となりません)

2 交付申請書の提出【申請期限：7月29日】

交付決定

3 事業終了後、支給申請書の提出【申請期限：9月15日】

労働局の支給決定後
助成金の支給

留意事項

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (<https://jgrants.go.jp/>)



ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する
岩手労働局 雇用環境・均等室 (TEL 019-604-3010) にお尋ねください。